

育児休業

を活用した

先輩の声

育児休業をしてみたの感想は？

青森県庁では、男性職員の育児休業取得を推進しているため、半年間の育休も気兼ねなく取得することができました。育休期間中は、娘の日々の成長を間近で見ることができ、とても幸せな時間を過ごすことができました。また、毎日子育てをする中で、育児の大変さにも気づき、職場復帰後も積極的に育児にかかわることができています。

仕事と家庭の両立で心掛けていることは？

業務が多忙な時期もありますが、娘が生まれたことで早く帰る目的も明確になり、計画的かつメリハリをつけた仕事の仕方を心掛けています。また、育児はもちろん、家事もできるだけ夫婦で分担し、妻の負担が大きくなりないように気をつけています。



利用した
子育て支援制度
育児休業
(令和6年5月1日～10月31日)

経済産業部
企業立地・創出課
葛西 英一 Kasai Eiichi
平成20年度採用

出産・子育てをサポートする制度

青森県では仕事と家庭を両立し、安心して子育てができるように支援する制度を設けています。

令和
5年度

育児休業取得率

女性 100% 男性 65%

男性の配偶者出産休暇等取得率

96.7%

※ 教育庁・警察本部・病院局を除く

制度	給与	内容・利用期間等
産前・産後休暇	有給	産前8週間(多胎妊娠は14週間)から産後8週間まで
配偶者出産休暇	有給	3日以内。1日・半日又は1時間単位
育児参加休暇	有給	新たに生まれた子又は小学校就学前の子の養育5日以内。1日・半日又は1時間単位
育児休業	有給	子が1歳6ヶ月に達するまで。1日2回各60分以内又は1日1回2時間以内
子の看護休暇	有給	子が義務教育を終了するまで。1年に5日(子が2人以上の場合は10日)以内
育児休業	無給	子が3歳に達するまで ※ 子が1歳に達するまでは地方公務員共済組合から育児休業手当金が支給されます。
部分休業	減額	子が小学校就学の始期に達するまで。勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内

◆ このほか、フレックスタイム制や在宅勤務制度なども利用することができます。

勤務条件と待遇

勤務時間

8:30～17:15 (休憩時間 12:00～13:00)

※ 時差出勤や育児・介護を行う職員の早出遅出勤務制度があります。
(交替制勤務などの職員を除きます。)

週休日・休日

毎週土・日曜日、祝日、年末年始 (勤務場所で異なる場合あり)

休暇

年次休暇 ※ 繰越制度あり (1年に20日 / 採用1年目は15日)

夏季休暇、結婚休暇、ボランティア休暇、服忌休暇、生理休暇、
介護休暇など (その他、出産・子育てをサポートする制度あり P.15)

初任給 (令和7年4月採用の場合)

◆ 職務・経験により、右記金額と異なる場合があります。

◆ 昇給は原則毎年1回行われます。

試験の種類	初任給
大学卒業程度	225,600円
高校卒業程度	194,500円

各種手当

◆ 通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当などの諸手当が各要件に応じて支給されます。

◆ ボーナス(期末・勤勉手当)は、6月・12月の年2回支給されます。

人事異動・昇任

知事部局では、採用直後は幅広い能力開発・自己の適性が発見できるよう、管理部門と事業部門、本庁と出先機関など、様々な職務に配属され、その後は、経験・適性・本人の意欲などを重視した人事異動が行われます。異動にあたっては、「自己申告制度」による年1回の異動希望調査が実施されています。

また、採用されると、「主事」又は「技師」となり、その後の昇任は勤務成績などを考慮して行われます。

